

議事日程 (1)

令和4年9月1日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第3号 監査委員の選任同意について

第5 議案第39号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第40号 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第41号 芦屋町私債権管理条例の制定について

第8 議案第42号 芦屋町環境美化推進委員会設置条例の制定について

第9 議案第43号 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第44号 芦屋町保育所設置条例及び芦屋町立保育所苦情解決第三者委員設置条例を廃止する条例の制定について

第11 議案第45号 令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

第12 議案第46号 令和4年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)

第13 議案第47号 令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)

第14 認定第1号 令和3年度芦屋町一般会計決算の認定について

第15 認定第2号 令和3年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について

第16 認定第3号 令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第17 認定第4号 令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第18 認定第5号 令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第19 認定第6号 令和3年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第20 認定第7号 令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

第21 認定第8号 令和3年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

- 第22 報告第8号 令和3年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
- 第23 報告第9号 地方独立行政法人芦屋中央病院の令和3事業年度における業務実績に関する評価結果について
- 第24 報告第10号 地方独立行政法人芦屋中央病院の第2期中期目標期間に見込まれる業務実績に関する評価結果について
- 第25 報告第11号 専決処分事項の報告について

【 出席議員 】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 小田 武人 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 辻本 一夫

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 梶山 未彩

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍聴者数 】 (なし)

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

会議に入る前に皆様に御報告いたします。

芦屋町議会では今定例会においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組を引き続き実施していきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

.....
午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは会議に入ります。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 4 年第 3 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 9 月 1 日から 9 月 13 日までの 13 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、3 番、長島議員と 10 番、川上議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

----- . ----- . -----
日程第 3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたが、今定例会では書面による報告といたします。

次に日程第4、同意第3号から日程第25、報告第11号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。まずは人事議案でございます。

同意第3号の監査委員の選任同意につきましては、現在の監査委員であります中西一雄氏の任期が令和4年9月28日をもって満了となりますので、再度、同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。中西氏は行政機関の財務管理、行政運営に関し精通しており、人格、識見ともに監査委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に条例議案でございます。

議案第39号の芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに職員の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずる必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第40号の芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町における地域福祉を推進することを目的として、本委員会の所掌事務に再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画としての芦屋町再犯防止推進計画の策定及び推進に関する事項を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第41号の芦屋町私債権管理条例の制定につきましては、各私債権部局で管理している私債権において滞納整理に係る手続きを統一し、効率的かつ適正な滞納整理を行うことを目的とし、新たに条例を制定するものでございます。

議案第42号の芦屋町環境美化推進委員会設置条例の制定につきましては、環境美化の促進及びその保持を図るため地域環境の美化活動等を実践することにより、町民1人1人の環境美化に対する意識の向上を図るとともに町の施策への協力及び提言を行い、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的として新たに条例を制定するものでございます。

議案第43号の芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年2月に

導入を予定している交通系 I C カードでの支払いに係る事項の追加及び小学生で障害者の場合における割引の事項を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 4 4 号の芦屋町保育所設置条例及び芦屋町立保育所苦情解決第三者委員設置条例を廃止する条例の制定につきましては、令和 5 年 4 月に山鹿保育所の施設を現在の指定管理者に譲渡することに伴い町立保育所の管理施設がなくなるため、当該 2 つの条例を廃止するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第 4 5 号の令和 3 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の一部を自己資本金に組み入れ、残りを利益積立金に積み立てるため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第 4 6 号の令和 4 年度芦屋町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 6, 7 0 0 万円を増額計上しております。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したほか、芦屋東小学校特別支援学級整備工事に充当する過疎対策事業債を計上するとともに財政調整基金繰入金を減額計上しています。歳出につきましては、オミクロン株に対応するための新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を計上したほか、商工会発行のプレミアム付商品券への補助金及び学童クラブへの W i - F i 整備に係る費用等を計上しております。

議案第 4 7 号の令和 4 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的支出として令和 5 年度に開催される S G 第 5 0 回ボートレースオールスターに伴う宣伝広告費として 1, 4 5 0 万円を増額計上しております。また、資本的支出として資産購入費 2, 5 8 2 万円を併せて増額計上しております。

次に決算議案でございます。

認定第 1 号から第 6 号までは各会計の令和 3 年度決算につきまして、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べさせていただいております。

認定第 7 号及び第 8 号は各公営企業会計の令和 3 年度決算につきまして、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第 8 号の令和 3 年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第9号の地方独立行政法人芦屋中央病院の令和3事業年度における業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

報告第10号の地方独立行政法人芦屋中央病院の第2期中期目標期間に見込まれる業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第2号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

報告第11号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し住宅等の明け渡し及び未払い住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第3号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第3号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第5、議案第39号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第40号についての質疑を許します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第45号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第45号について質疑をします。

平成25年に国が出した地方公営企業会計制度の見直しでは、剰余金や資本金の処分が議会の関与の下で、それぞれの公営企業の経営判断において決定することが可能となりました。それによって今回もですね、この処分がされてるんですけど、この中ではさらにですね、ガバナンスの向上ということで、比較可能で財政状況を把握しやすい会計の採用、開示の充実により住民や議会によるガバナンスの向上が期待できるとしています。そういった観点から、この質疑をいたします。

議案第45号、令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について伺います。未処分利益剰余金89億2,994万8,132円の一部を自己資本に組入れ、残りを利益積立金に積み立てるとしています。自己資金への組入れを13億3,915万2円の繰入れ、資本金の処分後残高は119億6,202万6,909円となっていますが、利益積立金については75億9,079万8,130円を未処分利益剰余金から減少させていますが、利益

積立金はゼロとなっています。これはなぜでしょうか。伺います。

○議長 辻本 一夫君

ボートレース事業局次長。

○ボートレース事業局次長 井上 康治君

議案第45号について説明を少しさせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。右上の数字、約89億2,900万円。これが未処分利益剰余金になります。これを今議会において、どのように処分するのか議決を求めるものとなっています。未処分利益剰余金については前年度からの繰越金と3年度の純利益、また、建設改良積立金の取崩し額を合わせた額となっています。まず、自己資本金で13億3,900万円、これについては建設改良積立金の取崩し額と同額を組み入れます。そして、残りの75億9,000万円。これを利益積立金に積み立てるものとなっています。議員がおっしゃっている内容は、自己資本金への組入れはマイナスとプラスの表記にここがなっていると思います。ただ、利益積立金がマイナス表記しかないという内容だと思います。

この計算書については、地方公営企業法施行規則に定められている様式となっています。利益積立金は資本金や資本剰余金に当たらないため、ゼロというような表記になるものです。

以上になります。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

分かりました。

それでは、剰余金処分後の自己資本金、建設改良積立金、利益積立金はそれぞれ幾らになるのか、また資本合計は幾らになるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

ボートレース事業局次長。

○ボートレース事業局次長 井上 康治君

自己資本金については、この表にある資本金の処分後残高と同じ約119億円になります。次に、建設改良積立金は約166億円、利益積立金は約99億円、資本合計については資本金と積立金と剰余金の合計になるのですが、約394億円になります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

資本合計は394億円ということですが、この中には資本金も入ってるのですが、町長をはじめとしてですね、職員の皆さんの努力で利益が出るようになっていっているわけなんですけど、自己資本金を差し引いてもですね、やはり200億、300億近くになると思いますが、それだけの積立金がモーターボート競走事業会計に集中するということになります。

こういったことについては、どのように考えるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

ボートレース事業局次長。

○ボートレース事業局次長 井上 康治君

積立金については、建設改良積立金と利益積立金があります。建設改良積立金については、将来、施設の改修や建て替えを行うために必要な財源と考えておりますので、必要となります。次に利益積立金については、現在、売上げは好調を維持していますが、もし将来、売上げが不調になった場合でも、町の財源確保のために安定して一般会計へ繰り出すように積み立てていく必要があるものと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第46号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、認定第1号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第1号について質疑を行います。施策の成果でお願いいたします。

施策の成果34ページですね。10目、芦屋港活性化推進費の中で管理運営・上屋活用官民連携調査検討業務委託が1,124万5,300円、それと芦屋港周辺の観光動向調査分析・全天

候型施設導入機能検討業務委託が385万円、それと機運醸成事業業務委託が495万円上がっています。この内容について伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

それでは、まず管理運営・上屋活用官民連携調査検討業務委託から内容について御説明をさせていただきます。芦屋港活性化基本計画に定めます今後の検討課題につきまして、事業の具体化・具現化を目指す目的で、関連する3つの業務を行ったものでございます。

まず1点目は、管理運営方法と組織形成に関わる調査検討でございます。これは港湾エリアと芦屋海浜公園の各施設ごとの管理運営方法、またエリア一帯をマネジメントする組織形成の方向性を定める調査検討業務でございます。2点目につきましては、外部人材の登用に向けた調査検討と人材の選定、募集選定の支援となります。先ほどの組織形成におきまして必要となる人材を外部から登用するための方法、また要件の整理、募集の支援を行ったものでございます。3点目の既存港湾施設上屋になりますが、上屋の民間活力導入調査でございます。いわゆるPFIの調査・検討を行ったものでございます。

それから、2点目の芦屋港周辺の観光動向調査分析・全天候型施設導入機能検討業務委託につきましては、観光集客施設として位置づけています全天候型施設の活用方法につきまして令和2年度に砂像の屋内展示施設を基本とする考え方をまとめましたけれども、コロナウイルスの影響で観光動向が大きく変化しているために、芦屋町に来られる方々に対して聞き取り調査を行って、そのデータを基に施設の詳細の検討を行ったものでございます。

3点目の機運醸成事業業務委託につきましては、将来的にリーダーやプレーヤーとして活躍する人材の発掘・育成を行ったり、港湾周辺でにぎわいづくりや着地型観光商品を創り出すためのテストマーケティングを行う事業でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、そういったことを検討したということなんですが、その調査結果・検討結果はどうであったのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず管理運營業務につきましては各施設の管理運営方法、これを指定管理者制度というふうな方向性を定めました。また、エリア一帯を運営する組織を新たに形成するという方向性を導くとともに、それらの組織形態の考え方をまとめました。外部人材につきましては御承知のように企業からの派遣と一般公募によりまして、今、2名を登用したところでございます。上屋につきましては民間の参入意向がないことに加えまして当初活用予定でありました国の支援制度が廃止になりましたので、PFI手法については困難と判断しまして補助金等を活用した行政の整備の考え方をまとめたところでございます。

2点目の観光動向調査分析・全天候型施設の検討業務につきましては、まず調査結果を踏まえまして砂像の屋内展示施設、サンドシアターという名称で施設整備を行う方針を取りまとめたところでございます。なお、アンケート調査につきましては1,441サンプルを回収し、当初の想定よりもですね、芦屋町の観光動向というのを詳細に把握することができましたので、今後の観光施策にも活用するというところで考えておるところでございます。

また3点目の機運醸成事業業務委託につきましては、ワークショップを開催したりしまして実現可能な着地型観光商品の案を議論したり、町内回遊マップのベースとなる地図データを作成し、今年度につなげているというところでございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、今後のスケジュールについてどういったふうになってるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず、上屋の活用につきましてはライフサイクルコストを考慮しまして、長期的に行政負担とならない、もしくは行政負担が軽くなるようなことを視野に入れながら、解体も選択肢として県と協議・調整を行っているところでございます。スケジュールとしましては今年度中に方向性を定めたいというふうに考えております。組織の形成につきましては方向性を定めたところでございまして、今後、形成に向けて推進していくようにしております。また、外部人材につきましては8月で体制を強化しましたので、組織形態と外部人材につきましては後日、本議会中にですね、書面報告にて報告をさせていただく予定でございます。

全天候型施設につきましては先ほど申しましたサンドシアターということで今年度に設計を行い、6年度中の竣工を予定しております。機運醸成事業につきましては今年度から着地型観光商品のテストマーケティングを行うように現在準備を進めているところで、早ければ砂像展の開催

期間中に合わせて実施できないかということで議論を進めているところでございます。この事業については、施設の開業時期まで継続していこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第15、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、報告第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第9号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第24、報告第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第10号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第25、報告第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第11号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第39号から日程第21、認定第8号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時36分散会
